

障第1530号
令和3年11月30日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリストの
改正について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、厚生労働省から別添「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け都道府県等民生主管部(局)あて厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)の発出があったことを受け、県において作成・配布しております「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」につきましても別添のとおり改正いたしました。

各事業所・施設におかれましては、今後とも日々の感染防止体制等をチェックいただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	岩 垣
電 話	058-272-1111 内2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		